

# 仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 令和7年度 千葉労働局管内10施設で使用する電気の需給契約
- (2) 対象施設 千葉労働局各施設（詳細は別紙1のとおり）
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

## 2 仕様

- (1) 供給電気方法等
  - ア 供給電気方式 交流3相3線式
  - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
  - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
  - エ 標準周波数 50ヘルツ
  - オ 受電方式 1回線受電
  - カ 自家発電設備 別紙1のとおり
  - キ 蓄熱槽 別紙1のとおり
  - ク 自家発電補給電力 なし
  - ケ 予備送電 なし
  
- (2) 契約電力及び予定使用電力量等
  - ア 契約電力 別紙3のとおり  
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
  - イ 予定使用電力量 別紙3のとおり
  - ウ 前年度最大需要電力（実績） 別紙2のとおり
  - エ 前年度使用電力量（実績） 別紙2のとおり
  
- (3) 使用期間
  - 自 令和7年4月1日0時
  - 至 令和8年3月31日24時
  - ※ただし、契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。
  
- (4) 供給電気の種類等
  - 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率40%とすること。
  - また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率及び再生可能エネルギー電気に付随する環境価値について千葉労働局へ移転したと第三者へ移転していないことについて確認できる資料を、半年に一度、書面（任意様式。別紙様式例あり）で提出することとする。

(5) 電力量の検針

- |   |           |                  |
|---|-----------|------------------|
| ア | 自動検針装置    | 有                |
| イ | 電力会社の検針方法 | 遠隔自動検針           |
| ウ | 検針日       | 毎月1日（1日以外は不可）    |
| エ | 計量器の構成    | 電力需給用複合計器（通信機能付） |
- 請求書を Web 上での確認にすることは可能

(6) 保安上の責任分界点等

- |   |             |         |
|---|-------------|---------|
| ア | 需給地点        | 別紙1のとおり |
| イ | 電気工作物の財産分界点 | 別紙1のとおり |
| ウ | 保安上の責任分界点   | 別紙1のとおり |

(7) その他

- ア 力率は、契約期間中100パーセントを保持する予定。
- イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。
- ウ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとし、これにより難しい場合は協議するものとする。
- エ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ② 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ③ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
  - ④ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- オ 各月の電気料金の請求書は、各施設につき1枚作成することとする。
- カ 関東管内の一般送配電事業者が料金を改定した場合、契約した料金単価の変更について、双方協議するものとする。
- キ その他この仕様書に定めのない事項については、関東管内の一般送配電事業者が特定規模需給に対して定める標準供給条件（電気需給約款）等を基に協議するものとする。
- ケ 検針結果を Web 上で確認することは可能である。

【別紙1】所在地及び需給地点

番号	施設名	所在地	需給地点	電気工作物の 財産分界点	保安上の 責任分界点	蓄熱槽	自家発電設備 の有無
1	木更津労働基準監督署 (木更津地方合同庁舎)	木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎	千葉労働局の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と千葉労働局の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	無	無
2	船橋労働基準監督署	船橋市海神町2-3-13	千葉労働局の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と千葉労働局の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	無	無
3	銚子労働基準監督署、 銚子公共職業安定所 (銚子労働総合庁舎)	銚子市中央町8-16	千葉労働局の施設した第1号柱上の千葉労働局の引込口配線と東京電力株式会社の架空引込線との接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	無	無
4	千葉公共職業安定所 (千葉公共職業安定所合同庁舎)	千葉市美浜区幸町1-1-3	東京電力株式会社の供給用配電箱内における東京電力株式会社の母線と千葉労働局の地絡しゃ断装置(UGS)の電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	氷蓄熱方式(容量:3.44m <sup>3</sup> ) 計量電圧(標準電圧)200ボルト	有
5	市川公共職業安定所	市川市南八幡5-11-21	東京電力株式会社の施設した供給用配電箱内の東京電力株式会社の母線と千葉労働局の断路器の電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	無	無
6	館山公共職業安定所	館山市八幡815-2	千葉労働局の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と千葉労働局の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	無	無
7	佐原公共職業安定所	香取市北1-3-2	千葉労働局の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と千葉労働局の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	無	無
8	船橋公共職業安定所 第1庁舎	船橋市湊町2-10-17	東京電力株式会社の施設した供給用配電箱内の東京電力株式会社の母線と千葉労働局の地絡しゃ断装置(UGS)の電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	無	無
9	成田公共職業安定所 からべ庁舎	成田市加良部3-4-2	千葉労働局の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と千葉労働局の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	無	無
10	松戸公共職業安定所 野田出張所	野田市みずき2-6-1	東京電力株式会社の供給用配電箱内における東京電力株式会社の母線と千葉労働局の地絡しゃ断装置(UGS)の電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	無	無



【別紙3】令和7年度予定使用電力量他

	契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)																	
		R7/4	R7/5	R7/6	R7/7	R7/8	R7/9	R7/10	R7/11	R7/12	R8/1	R8/2	R8/3	合計	夏季	その他季 4～6月	その他季 10～3月	その他季 合計	
1	木更津労働基準監督署 (木更津地方合同庁舎)	43	3,800	4,100	5,300	8,300	9,300	6,300	4,100	3,800	5,300	6,300	5,600	5,600	67,800	23,900	13,200	30,700	43,900
2	船橋労働基準監督署	17	5,200	5,300	5,300	6,000	5,800	4,300	4,300	4,300	4,700	4,700	5,000	5,800	60,700	16,100	15,800	28,800	44,600
3	銚子労働基準監督署 銚子公共職業安定所 (銚子労働総合庁舎)	50	11,600	11,600	13,000	15,600	14,400	13,600	9,600	10,000	12,400	13,100	12,500	12,800	150,200	43,600	36,200	70,400	106,600
4	千葉公共職業安定所 (千葉公共職業安定所合同庁舎)	178	19,800	20,100	32,000	43,500	43,300	40,900	26,600	20,600	26,600	29,500	27,000	26,600	356,500	127,700	71,900	156,900	228,800
5	市川公共職業安定所	41	5,900	6,400	8,000	10,300	10,000	9,500	6,200	6,000	7,300	7,600	7,100	7,200	91,500	29,800	20,300	41,400	61,700
6	館山公共職業安定所	35	3,200	3,300	4,300	6,400	6,800	5,600	3,700	3,000	4,000	4,900	4,400	4,600	54,200	18,800	10,800	24,600	35,400
7	佐原公共職業安定所	30	2,200	2,500	2,900	5,000	6,200	4,400	2,400	2,500	3,100	3,400	3,100	3,100	40,800	15,600	7,600	17,600	25,200
8	船橋公共職業安定所第1庁舎	75	4,400	4,900	7,200	11,300	10,500	9,900	4,900	8,600	9,500	10,200	9,300	9,200	99,900	31,700	16,500	51,700	68,200
9	成田公共職業安定所からべ庁舎	35	3,900	4,400	4,700	7,300	8,400	7,000	4,200	3,900	5,400	5,900	5,700	5,400	66,200	22,700	13,000	30,500	43,500
10	松戸公共職業安定所野田出張所	33	3,100	3,500	4,900	6,800	6,700	6,500	4,400	3,700	4,700	4,800	4,800	4,900	58,800	20,000	11,500	27,300	38,800
合計		537	63,100	66,100	87,600	120,500	121,400	108,000	70,400	66,400	83,000	90,400	84,500	85,200	1,046,600	349,900	216,800	479,900	696,700

【別紙2】令和5～6年度使用電力量を元に算出。

※契約電力(kW)は、令和5年9月～令和6年8月の最大値を採用。  
 予定使用電力量(kWh)は、令和5年9月～令和6年8月の各月使用実績値の100kWh未満を切り上げた数値を採用。

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（注1）しており、かつ、①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kwh）	0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.810未満	20
	0.810以上	0
②前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③前年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	活用していない	0
	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照のこと。

注1) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

- 注2) 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。
- 注3) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- 注4) 基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

表「各用語の定義」

用語	区分
①前年度 1 kWh 当 たりの二 酸化炭素 排出係数	<p>「前年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者自らが検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
②前年度 の未利用 エネルギー 活用状 況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p><b>前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</b></p> <p><b>(算定方式)</b></p> $\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③前年度 の再生エ ネルギー 導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$

	<p>①前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））</p> <p>②前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）</p> <p>③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量（kWh）（ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>④J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>⑥前年度の供給電力量（需要端(kWh)）</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2. 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 前年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

(様式例)

2025年 月 日

特定電源割当証明書

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

2025年度〇半期に以下のとおり千葉労働局に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、千葉労働局に移転した  
ことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 供給期間

2025年 月 日 ~ 月 日

2 再生可能エネルギー由来電力量

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
総供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

3 再生可能エネルギー由来電力量 内訳

	供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇月	〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
〇月	〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	風力	〇〇
			合計 (kWh)	